（契約締結前交付書面の記載方法）

第七十九条　［略］

２　前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一　［略］

二　金融商品取引契約が店頭デリバティブ取引契約（令第十六条の四第一項第一号イからハまでに掲げる取引（以下「店頭金融先物取引」という。）若しくは同号ニに掲げる取引に係る同号に掲げる契約又は同項第二号に掲げる契約（第百十六条第一項第三号イ及びロに掲げる取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）であるときは、第九十四条第一項第一号及び第四号に掲げる事項

［三・四　略］

３　［略］

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第八十条　法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～六　略］

七　当該金融商品取引契約が次に掲げる行為に係るものである場合

［イ・ロ　略］

ハ　令第一条の十二第一号に掲げる行為

［ニ～リ　略］

［２～５　略］

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十三条　その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、その締結しようとする金融商品取引契約が電子募集取扱業務に係る取引に係るものである場合以外の場合にあっては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。

［一～六　略］

七　当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあっては、当該電子記録移転有価証券表示権利等の概要その他当該電子記録移転有価証券表示権利等の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項

［２・３　略］

（事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第九十二条の二　その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるもの（以下この条において「事業型出資対象事業持分」という。）の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十七条第一項に規定する事項（当該金融商品取引契約が外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係るものである場合にあっては第八十八条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が第九十一条第四項第三号に掲げるものの売買その他の取引に係るものである場合にあっては同条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が競走用馬投資関連業務に係る取引に係るものである場合にあっては前条第一項に規定する事項）のほか、次に掲げる事項とする。

（契約締結前交付書面の記載方法）

第七十九条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　金融商品取引契約が店頭デリバティブ取引契約（令第十六条の四第一項第一号イからハまでに掲げる取引（以下「店頭金融先物取引」という。）に係る同号に掲げる契約又は同項第二号に掲げる契約（第百十六条第一項第三号イ及びロに掲げる取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）であるときは、第九十四条第一項第一号及び第四号に掲げる事項

［三・四　同上］

３　［同上］

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第八十条　［同上］

［一～六　同上］

七　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　令第一条の十二に規定する行為

［ニ～リ　同上］

［２～５　同上］

（有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項）

第八十三条　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

［２・３　同上］

（事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第九十二条の二　［同上］